

1 3. 教員免許更新制の円滑な実施

(新 規)
21年度予算額 (案) 1, 0 2 2, 1 6 0 千円

1 趣 旨

- (1) 平成21年4月から教員免許更新制が開始され、国公立学校すべての現職教員(約110万人)は、10年ごとに更新講習を受講・修了する義務が新たに課されることとなる。
- (2) そのため、全国的に毎年約10万人の多様な学校種、教科等を担当する現職教員が円滑に質の高い更新講習を受講できるように更新講習を開設する大学等に対して補助を行う。
- (3) また、教員免許更新制を混乱なく円滑に実施していくため、全国すべての現職教員に制度の周知徹底・理解推進を図るため、免許状更新講習研究協議会の開催、教員免許更新の制度及び手続きに関する手引き書の作成・刊行などを実施する。

2 内 容

1. 免許状更新講習開設事業費等補助 1,002,064千円 (新 規)

国が免許状更新講習を開設する大学等に対して、以下のような補助を行う。

- ①山間地・離島へき地等における更新講習の開設者に対する補助
- ②少数教科・科目における更新講習の開設者に対する補助
- ③障害のある教員を更新講習の受講に際して配慮を行う開設者に対する補助
- ④全国的又は地域的な教育課題等を的確に把握し、解決のために役立つプログラムを開発・提供する開設者に対する補助

2. 教員免許更新制理解促進事業 20,096千円 (新 規)

全国の教員に制度の周知徹底・理解推進を図るとともに、更新講習開設大学等の研究協議の場を設ける。

- ①免許状更新講習研究協議会の開催
- ②教員免許更新制の制度及び手続きに関する手引き書の作成
- ③教員免許更新制の周知・理解度全国一斉調査事業 など

免許状更新講習開設事業費等補助

～多様で質の高い免許状更新講習の開設による教員の指導力や専門性の向上を目指す～

(新規)
平成21年度予算額(案) 1,002百万円

【内容】

全国各地域において、多様で質の高い免許状更新講習が開設され、受講の機会均等が図られるよう、必要な支援を行う。

山間地離島へき地等更新講習開設事業

山間地離島へき地などの近隣に大学が存在しない地域で大学等が出張形式にて、更新講習を開設する場合に一定の補助を行う。



少数教科・科目開設事業

対象教員が少人数の教科・科目等に係る更新講習を開設する場合に一定の補助を行う。



障害のある受講者対応事業(バリアフリー対応経費)

障害のある教員を受講者として受け入れて、必要な支援を行った場合に一定の補助を行う。
○点訳資料・問題の作成、手話通訳 など



全国的又は地域的な教育課題等を的確に把握し、解決のために役立つプログラムの研究開発

免許状更新講習に関する諸課題を解決のためにプログラム研究開発を行う場合に一定の補助を行う。

実施大学数 30大学



教員免許更新制理解推進事業

～ 全国すべての現職教員への周知徹底・理解推進をめざして ～

(新規)

平成21年度予算額(案) 20百万円

平成21年度からスタートする教員免許更新制について、全国すべての現職教員約110万人への周知徹底・理解推進を図るため、課題解決等に関する研究協議会の開催、制度及び手続きに関する手引き書の作成・刊行、全国一斉調査等を通じた理解推進事業などを行う。

免許状更新講習研究協議会の開催

大学、教育委員会、学校等の関係者が一堂に会し、事例研究、情報交換等を行い、課題等の解決を図る。



教員免許更新制の制度・手続きに関する手引き書の作成

教員免許更新制の制度及び手続きについて説明した手引き書を作成・刊行し、制度の周知徹底を図る。

教員免許更新制の周知・理解度全国一斉調査事業

各学校等を通じて、制度の理解度の状況等について全国一斉調査、集計・分析等を行い、現職教員の理解推進を図る。



免許状更新講習認定事務費

免許状更新講習の申請から認定までの業務や認定した更新講習の質的検証を行うための実地調査等を行う。



免許状更新講習開設事業費等補助事務費

免許状更新講習開設事業費等補助等の執行に係る事務経費等について計上する。

教員免許更新制の円滑な実施

1 4. 特別支援教育の推進

(前年度予算額	603,138千円)
21年度予算額(案)	843,199千円

1 趣 旨

幼稚園から高等学校までを通じて、発達障害を含む障害のある幼児児童生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援するという視点に立ち、子ども一人一人の教育的ニーズに応じた適切な指導及び必要な支援を行うため、外部専門家の活用を含めた特別支援教育の体制整備を総合的に推進する。

2 内 容

1. 発達障害等支援・特別支援教育総合推進事業 503,284千円(503,052千円)
発達障害を含む全ての障害のある幼児児童生徒の支援のため、外部専門家による巡回指導、各種教員研修、学生支援員の活用などを実施する。
委嘱先 47都道府県
2. 発達障害等に対応した教材等の在り方に関する調査研究事業 39,075千円(新規)
発達障害等の障害特性に応じた教材等の在り方やそれらを活用した効果的な指導方法等について、調査研究を実施する。
委託先 3団体
3. 特別支援学校等の指導充実事業 100,006千円(100,086千円)
特別支援学校等の教育課程や職業教育の改善、外部専門家を活用した指導方法等の改善及び自閉症の特性に応じた教育課程の在り方等について実践研究を実施する。
4. 発達障害を含む特別支援教育におけるNPO等活動体系化事業 28,662千円(新規)
NPOを含む民間団体における教育支援活動について、支援団体間の連携、情報共有、支援活動の互助を推進するための体系化を推進する。
委託先 3団体
5. 拡大教科書等普及推進事業 172,172千円(新規)
障害のある児童及び生徒が十分な教育を受けることができるように、拡大教科書等のデジタルデータの提供・促進等による拡大教科書等の普及促進を図る。

子ども一人一人のニーズに応じた特別支援教育の推進

～特別支援教育の理念～

障害のある幼児児童生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援するという視点に立ち、幼児児童生徒一人一人の教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するため、適切な指導及び必要な支援を行う。

発達障害を含む特別支援教育におけるNPO等活動体系化事業(新規)
予算額(案) 29百万円

NPOを含む民間団体における教育支援活動について、支援団体間の連携、情報共有、支援活動の互助を推進するための体系化を推進する。



NPO等による支援

指導・助言



特別支援学校

特別支援学校の指導の充実

特別支援学校等の指導充実事業 予算額(案) 100百万円
特別支援学校等の教育課程や職業教育の改善、PT、OT、ST等の外部専門家を活用した指導方法等の改善及び閉症の特性に応じた教育課程の在り方等について実践研究を実施する。
※PT(理学療法士)、OT(作業療法士)、ST(言語聴覚士)



就学前の幼児への支援
についての調査研究

発達障害早期総合支援モデル事業 予算額(案) 64百万円



地域住民への理解・啓発 外部専門家による巡回指導



特別支援連携協議会

特別支援教育推進地域(47都道府県)

発達障害等支援・特別支援教育総合推進事業 予算額(案) 503百万円

発達障害を含む全ての障害のある幼児児童生徒の支援のため、外部専門家による巡回指導、各種教員研修、厚生労働省との連携による一貫した支援を行うモデル地域の指定などを実施することにより、特別支援教育を総合的に推進する。



特別支援教育を推進するための体制の整備

特別支援教育就学奨励費負担等
予算額(案) 7,107百万円

特別支援学校及び小・中学校の特別支援学級等に就学する児童生徒等の保護者等の経済的負担を軽減するため、その経済的負担能力に応じ、就学に必要な交通費・教科用図書購入費・学用品費等を補助

教員研修(幼小中高)

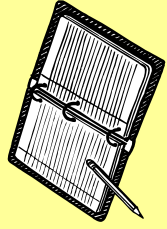
保護者への支援

グラウンドモデル地域

【乳幼児期から成人期に至るまで一貫した支援】



保健、福祉、医療機関との連携



相談支援ファイルの活用

高等学校段階における支援

についての調査研究

高等学校における発達障害支援モデル事業 予算額(案) 61百万円



大学、企業、研究機関

研究・普及



障害のある児童生徒への教材等支援

・発達障害等に対応した教材等の在り方に関する調査研究(新規) 予算額(案) 39百万円
発達障害等の障害特性に応じた教材等の在り方やそれらを活用した効果的な指導方法等について、調査研究を実施する。
・拡大教科書普及推進事業(新規) 予算額(案) 172百万円
障害のある児童及び生徒が十分な教育を受けることができるように、拡大教科書等のデジタルデータの提供・促進等による拡大教科書の普及促進を図る。

15. 外国人児童生徒教育の充実

(前年度予算額 223,082千円)
21年度予算額(案) 300,643千円

1 趣 旨

教育振興基本計画や(与)外国人学校及び外国人子弟の教育を支援する議員の会中間とりまとめ・提言(平成20年6月)、「外国人児童生徒教育の充実方策について」(平成20年6月27日初等中等教育における外国人児童生徒教育の充実のための検討会報告)等を踏まえ、外国語が使える支援員等を配置した外国人児童生徒の指導や、就学前初期指導教室(プレクラス)の開設、センター校の設置を引き続き推進するとともに、地域のNPO・ボランティア団体等の関係者を「就学促進員」として委嘱し、不就学の外国人家庭への働きかけを行う等のきめ細やかな就学支援を実施する。

2 内 容

1. 帰国・外国人児童生徒受入促進事業(拡充) 300,643千円(223,082千円)

(1) 委嘱地域による実践研究

実施主体：都道府県教育委員会等

委嘱地域：20地域

実施内容：都道府県教育委員会において、以下の取組を実施。

①有識者による運営協議会の開催

②帰国・外国人児童生徒教育についての取組を域内に周知するフォーラムの開催

③学校における教育をサポートする外部人材を集めるための人材バンクの構築

④域内の市町村教育委員会において実施する以下の取組に対する企画及び指導助言

○域内の学校への日本語指導の際の補助や学校と保護者との連絡調整等を行う際に必要な外国語が使える支援員等の配置

○就学前の外国人の子どもへの初期指導教室(プレクラス)の実施

・日本の学校生活への適応指導

・挨拶、ひらがな等の基本的な日本語指導

・基礎的な学習の指導 等

○帰国・外国人児童生徒の地域・学校での受入体制の整備

・帰国・外国人児童生徒教育の拠点となるセンター校の設定

・域内のセンター校以外の帰国・外国人児童生徒在籍校に対する、巡回指導、巡回相談の実施 等

○就学促進員の活用や教育委員会と関係機関等との連携による就学支援の実施

・地域のNPO・ボランティア団体等の関係者を「就学促進員」に委嘱し、不就学の外国人家庭に対する就学案内等の説明や働きかけ等を実施

・企業と連携した外国人労働者に対する子弟の就学啓発活動

・外国人登録部局・学校と連携した就学相談 等

(2) 外国人児童生徒教育に係る支援

実施主体：文部科学省

実施内容：

①外国人児童生徒教育に係る研究協議会の開催

②指導資料の作成

帰国・外国人児童生徒受入促進事業

21年度予算額(案) 300,643千円(223,082千円)

外国人の子弟の増加及びそれに伴う課題

- ①日本の学校制度を知らないまま入国する外国人の増加
- ②外国人の居住実態が不確定、就労環境、親の意識の違いによる不就学の外国人の子どもの出現
- ③公立学校に就学する帰国・外国人児童生徒の増加による日本語指導が必要な児童生徒の増加

各段階(3ステップ)による支援の必要性

(下記の事業を外国人が多く集住する地域に委嘱)

① 渡日後

- 就学促進員の活用や、教育委員会と関係機関等との連携による就学支援を実施
 - ・外国人に対する学校説明会
 - ・企業と連携した就学啓発活動
 - ・外国人登録部局と連携した就学相談 等

日本の学校制度が分からない

② 入学前・入学直後

- 初期指導教室(プレクラス)の実施
 - ・日本の学校生活への適応指導
 - ・挨拶、ひらがな、カタカナ等の基本的な日本語指導
 - ・基礎的な学習の指導 等

日本語が分からない

③ 入学後

- 域内の学校への日本語指導の際の補助や学校と保護者との連絡調整等を行う際に必要な外国語が使える支援員等を配置
- 地域・学校での受入体制の整備
 - ・帰国・外国人児童生徒教育の拠点となるセンター校の設定
 - ・域内の小中学校に対する巡回指導の実施
 - ・放課後の補充学習(宿題の指導等) 等

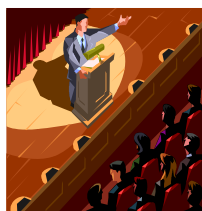
授業が分からない

成果の還元

(連絡協議会の開催等)

全国の教育委員会・教育現場等

公立学校の受入体制の一層の充実
効果的な就学促進方策の推進



16. コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）の推進

（前年度予算額	181,993千円）
21年度予算額(案)	137,887千円

1 趣 旨

教育改革国民会議報告や総合規制改革推進会議の答申、平成16年3月の中央教育審議会答申等の提言を踏まえ、これまでの学校運営の改善の取組をさらに一歩進めるものとして、平成16年6月に「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」が改正され、学校運営協議会制度（コミュニティ・スクール）が導入された。

学校運営協議会制度は、地域に開かれた信頼される学校づくりを進めるため、保護者や地域住民等が一定の権限と責任を持って学校運営に参画する新しい仕組みである。このような法律に定められた趣旨を周知するとともに、制度の普及・活用の取組が多く地域で行われるよう、その着実な推進を図る。

2 内 容

1. コミュニティ・スクール推進事業 111,445千円（153,000千円）
 - ・コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）の活用を推進するため、制度運用の方策を研究・開発し、制度の円滑な普及に資する。
 - ・事業委嘱 235校
2. コミュニティ・スクール推進協議会等の開催（拡充） 26,442千円（25,000千円）
 - ・制度の普及が進んでいない地域の保護者、地域住民、学校等を対象とした協議会を開催し、制度についての理解を促進するとともに、全国の学校運営協議会の委員、教育委員会関係者を対象とした研究会を開催し、効果的な運用に向けた取組を推進する。
 - ・全国5会場で開催
3. 前年度限りの経費（成果検証委員会の開催） 0千円（3,993千円）

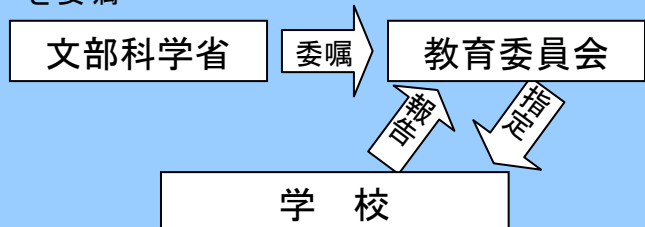
コミュニティ・スクール (学校運営協議会制度) 推進プラン

平成21年度予算額(案) : 137,887千円 (181,993千円)

平成16年 学校運営協議会の制度化 (地教行法の改正)

コミュニティ・スクール推進事業

- 都道府県教育委員会等に対して、調査研究を委嘱



推進委員会

委員 : 保護者・地域住民代表・教育委員会・学校関係者など

調査研究のテーマ例

- ・地域住民の意向を適切に把握し反映させるための具体的方法
- ・学校運営に関する学校運営協議会の役割と関係者・関係機関との連携の在り方
- ・学校支援ボランティアなど外部の人材の効果的な活用の在り方
- ・学校の点検・評価の在り方

- 事例集の作成

調査研究等で得られた新たな取組や、これまでの成果と課題を踏まえた改善の取組を取りまとめた事例集を学校・教育委員会等に配布

研究成果の発信

コミュニティ・スクール推進協議会等の開催

- コミュニティ・スクール推進協議会 (全国4会場)

目的

- ・学校運営協議会制度の普及・啓発
- ・調査研究の成果の発信 等

対象

制度の普及が進んでいない地域の保護者、地域住民、学校関係者等

- 学校運営協議会委員研究会 (全国1会場)

目的

委員の役割、保護者・地域と学校との連携等に関する課題を共有し、協議会の効果的な運用について研究協議を行う。

対象

全国の学校運営協議会の委員、協議会設置校のある教育委員会関係者

学校運営協議会の設置 (コミュニティ・スクールの指定) を促進

<期待される効果>

- ・保護者や地域住民が責任を持って学校運営に参画
- ・保護者や地域住民と校長・教職員が一体となった学校づくりの促進
- ・より公正で透明な学校運営の実現
- ・教育活動に地域の協力を得やすい環境の構築

地域に開かれた信頼される学校の実現

1 7. 学校評価システムの構築

(前年度予算額 606,614千円)
21年度予算額(案) 484,294千円

1 趣 旨

- (1) 学校評価については、平成19年6月の学校教育法一部改正により、学校評価の実施とその結果に基づく学校運営の改善及び学校の情報提供に係る総合的な根拠規定が盛り込まれるとともに、同年10月の学校教育法施行規則の一部改正により、自己評価に加え、新たに学校関係者評価について規定された。
- (2) また、平成19年12月の「教育再生会議」第三次報告において、「国は、第三者評価についてのガイドラインを示す」ことが明確に提言されたところである。
- (3) このような背景を踏まえ、適切な学校評価システムの構築を図るために、各学校における学校評価の推進と情報提供の充実への取組を通じた学校運営の改善を促進するとともに、第三者評価ガイドラインの策定への取組を推進する。

2 内 容

1. 第三者評価ガイドラインの策定に向けた調査研究

(1) 第三者評価ガイドラインの策定に向けた調査研究

7,431千円 (新 規)

「第三者評価ガイドライン」を策定するため、有識者による検討会議を開催する。
【初等中等教育局初等中等教育企画課に計上】

(2) 第三者評価ガイドラインの策定に向けた実地検証 (拡充)

72,245千円 (78,614千円)

「第三者評価ガイドライン」の素案に基づき、国が直接に実地検証を行うほか、設置者等においても実地検証に取り組む。

国実施：30校→45校 / 地方実施：128校→120校

2. 学校評価の充実・改善の推進

(1) 第三者評価等に関する調査研究委託

180,952千円 (208,000千円)

「第三者評価の評価者研修の在り方」「評価結果を踏まえた設置者による改善支援の在り方」等のテーマについて、大学や民間機関に委託し調査研究を実施する。

大学・民間等研究機関 8機関→6機関

1機関当たり @29,979千円

【初等中等教育局初等中等企画課に計上】

(2) 学校評価・情報提供の充実・改善等のための実践研究

200,000千円 (320,000千円)

「学校関係者評価の推進」「学校による情報提供の充実」「設置者による学校改善

の支援」「高等学校・特別支援学校における学校評価の在り方」等のテーマを重点的に実施する。

評価実践研究委託先 64地域→40地域

1地域当たり @5,000千円

【初等中等教育局初等中等教育企画課に計上】

(3) 学校評価等に係る好事例の普及・推進 23,666千円 (新 規)

学校評価・情報提供に係る各学校・教育委員会の取組を「事例集」にとりまとめて国から発信するとともに、ブロック研修協議会の開催を通じ、好事例を全国に普及・推進する。

事例集作成 50,000部

ブロック研修協議会の開催 3カ所

学校評価システムの構築

平成21年度予算額(案) 484百万円(前年度予算額 607百万円)

背景

- ◆学校の自主性・自律性が高まる上で、学校運営の発展を目指す
- ◆学校と保護者・地域住民の連携協力を促進する

- ◆中央教育審議会答申
「新しい時代の義務教育を創造する」
自己評価の実施と結果公表の義務化、外部評価の充実

- ◆平成19年6月学校教育法の改正
学校評価結果に基づく学校運営の改善を図ること、及び学校の積極的な情報提供について規定
→ 平成19年10月学校教育法施行規則の改正(自己評価に加え、新たに学校関係者評価について規定)
→ 平成20年1月学校評価ガイドラインの改定

- ◆平成19年12月「教育再生会議」第3次報告 → 学校の第三者評価について言及
- ◆平成20年7月「教育振興基本計画」 → 学校評価の推進とその結果に基づく学校運営の改善について言及

平成21年度事業では・・・

(1) 第三者評価ガイドラインの策定に向けた調査研究

- 第三者評価ガイドライン策定のための有識者会議
7百万円(0百万円)

・「第三者評価ガイドライン」を策定するため、有識者による検討会議を実施。

検証結果の
フィードバック



ガイドライン素案
の提示

- 第三者評価ガイドラインの策定に向けた実地検証
72百万円(79百万円)

・「第三者評価ガイドライン」の素案に基づき、国が直接に実地検証を行うほか、設置者等においても実地検証に取り組む。
[国:45校/地方:120校]

(2) 学校評価の充実・改善の推進

- 第三者評価等に関する調査研究委託
181百万円(208百万円)
・第三者評価の手法等について大学や民間の研究機関等に委託し、調査研究を実施。

- 学校評価・情報提供の充実・改善等のための実践研究
200百万円(320百万円)

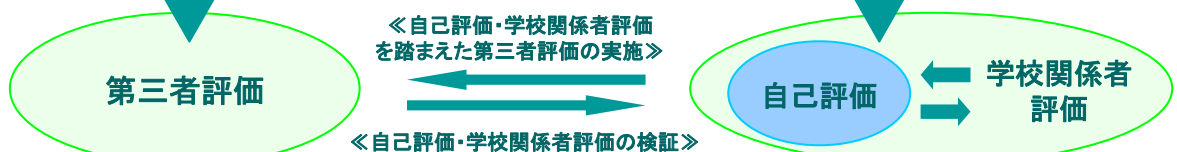
・学校関係者評価、学校の情報提供の充実改善等を図るための実践研究の実施。
[全国:64地域→40地域]

- 学校評価等に係る好事例の普及・推進
24百万円(0百万円)
・事例集作成
・ブロック研修協議会の開催

第三者評価
の普及

自己評価・学校関係者
評価の普及

学校評価システムの将来像



1 8. 義務教育教科書の無償給与

(前年度予算額 39,439,000千円)
21年度予算額(案) 39,429,000千円

1 概 要

義務教育教科書購入費については、憲法第26条に掲げる義務教育無償の精神を広く実現するものとして、国公私を問わず、義務教育諸学校の児童・生徒が使用する教科書を国が発行者から直接購入し、無償で給与するための経費である。

2 内 容

教科書の定価は公共料金であることから、公共料金として適正な価格とするため、前年の定価をベースに物価指数等の変動要素を適切に反映して、毎年度、定価を改定しているところである。

平成21年度義務教育教科書購入費の予算案については、物価水準が上昇したこと等から教科書定価を対前年度+0.5%改定し、児童生徒数の減少等を反映させて、対前年度1千万円減の394億円を計上することとする。

(参考) 予算額等の推移

年 度	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21(案)
予 算 額	418億円	406億円	403億円	399億円	395億円	395億円	394億円	394億円
定価改定率 <small>対前年度の定価に対する改定率</small>	0.0%	▲0.6%	▲0.1%	▲0.6%	▲1.4%	▲0.6%	0.0%	0.5%

平成21年度児童生徒1人当たりの平均教科書費

- ・ 小学校用教科書 3,106円 (教科書一冊あたり339円)
- ・ 中学校用教科書 4,499円 (教科書一冊あたり486円)

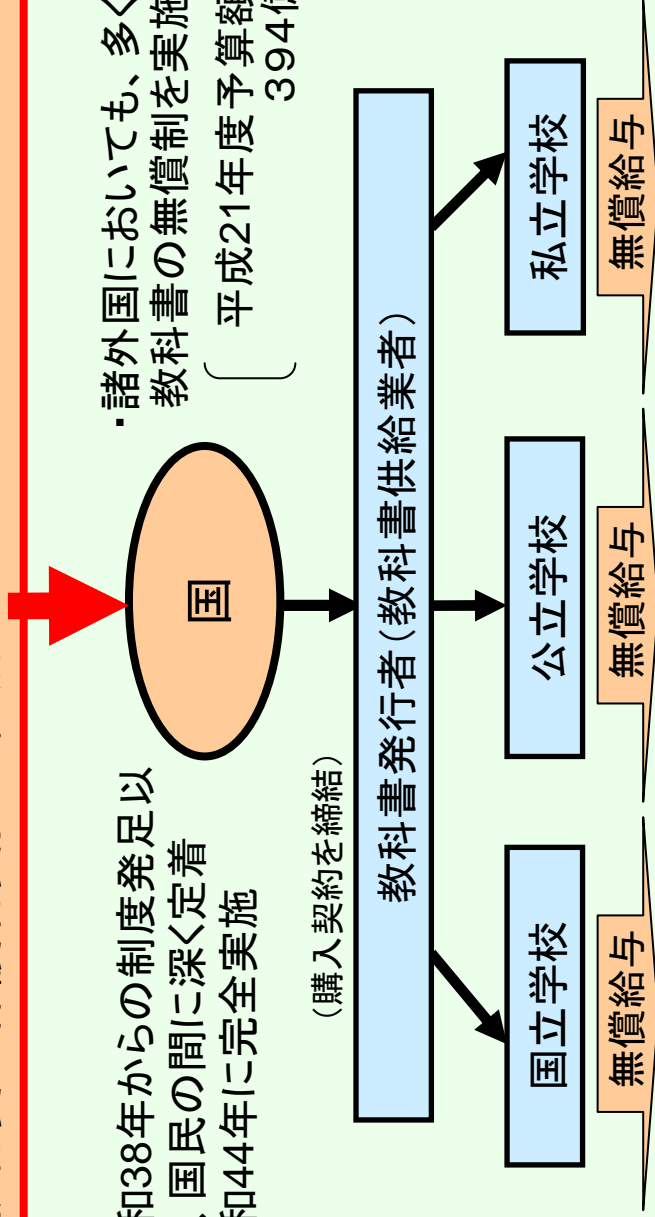
教科書無償給与制度について

理念

- ☆ 憲法第26条の義務教育無償の精神を広く実現
- ☆ 次代を担う子どもたちの国民的自覚を深めるなど、国民全体の期待を込めて、教育的意義から実施
- ☆ 教育費の保護者負担の軽減

- ・昭和38年からの制度発足以来、国民の間に深く定着
- ・昭和44年に完全実施

- ・諸外国においても、多くの国で教科書の無償制を実施
〔平成21年度予算額(案) 394億円〕



義務教育諸学校の全ての児童生徒
※ 教科書は児童生徒の所有物、書き込みをしたり、自宅に持ち帰って学習